

移動等円滑化取組計画書

令和 2 年 7 月 14 日

住 所 札幌市厚別区
厚別中央1条1丁目1番25号

事業者名 札幌交通株式会社

代表者名（役職名及び氏名）

代表取締役 大宮 克己



高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

現在3台のユニバーサルタクシーを効率よく運行させる。(全日運行)

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

コロナの影響で中断しているユニバーサルドライバー研修の再開

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	現在、3台所有を維持する。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	乗務員に順次ユニバーサルドライバー研修を受講させる。 (コロナウイルスの感染状況を考慮の上研修会を予定)

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
IVR 無線配車の エリア拡大	無線配車の受注を更にスムーズに行えるよう、IVR 配車エリアを拡大し迅速に配車ができるようにする。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の訓練	コロナウイルス感染の状況を考慮しつつ、ユニバーサルドライバー研修を行い、高齢者、障害者等に対応できるドライバーを育成、教育する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

- ・ 高齢者、障害者等の利用時、利用がしやすい車両を手配できるよう努力する。
- ・ 高齢者割引のさらなる周知を行い、高齢者のタクシー利用時の負担を少しでも軽減しご利用いただく。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V その他計画に関連する事項

--

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。